

# 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領でご確認ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・改変したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。

- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 選択項目のにはし点をご記入ください。

申出者

事業主

## 1. 申出者の情報

証明を受ける 申出者氏名	基礎年金番号	—										
	希望する 掛金の納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込	<input checked="" type="checkbox"/> 個人払込									

## 2. 掛金額区分

掛金を下記の毎月定額で納付します。 ← どちらかを選択してください →  納付月と金額を指定して納付します。

毎月の掛金額	千	0	0	円	0
--------	---	---	---	---	---

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

## 3. 企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、にし点をご記入ください。

企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。

個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。

## 4. 事業主の署名等

郵便番号	電話番号	—	—
事業所名称 (カナ)			
申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録を申請します。			
証明日 令和 年 月 日 ※3ヵ月以内有効			
住所			
事業所名称			
事業主名称(代表者肩書 氏名)		(証明ご担当者名)	

※個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏名を記入。

## 5. 企業年金制度等の加入状況

番号	別添のフローチャートを実施し、該当番号を左欄にご記入ください。
----	---------------------------------

上記の番号が【10】【11】【12】【16】のいずれかに該当する場合は、にし点をご記入ください。

申出者はマッチング拠出を選択していません。

事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。

## 6. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

郵便番号	電話番号	—	—
事業所名称 (カナ)			
住所			
事業所名称			

※「4事業主の署名等」と同一の場合、記入不要。

## 7. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

<input checked="" type="checkbox"/> 「事業主払込」で登録済	事業主払込用登録事業所番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 「個人払込」で登録済	個人払込用登録事業所番号	
<input checked="" type="checkbox"/> いずれの登録もない	<input checked="" type="checkbox"/> わからない	

※事業所番号が不明な場合、空欄でも構いません。但し電子申請の場合は番号の記入が必須です。

市区町村コード	掛金納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 1:事業主払込
企業名称区分		<input checked="" type="checkbox"/> 2:個人払込

## 8. 掛金の納付方法

必ずいずれかを選択してください

①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。

②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。

③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。

④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

左で③を選択した場合のみご記入ください。

「事業主払込」が困難な理由を選択してください。

①「事業主払込」を行う体制が整っていないため。

②その他( )

## 9. 資格取得年月日

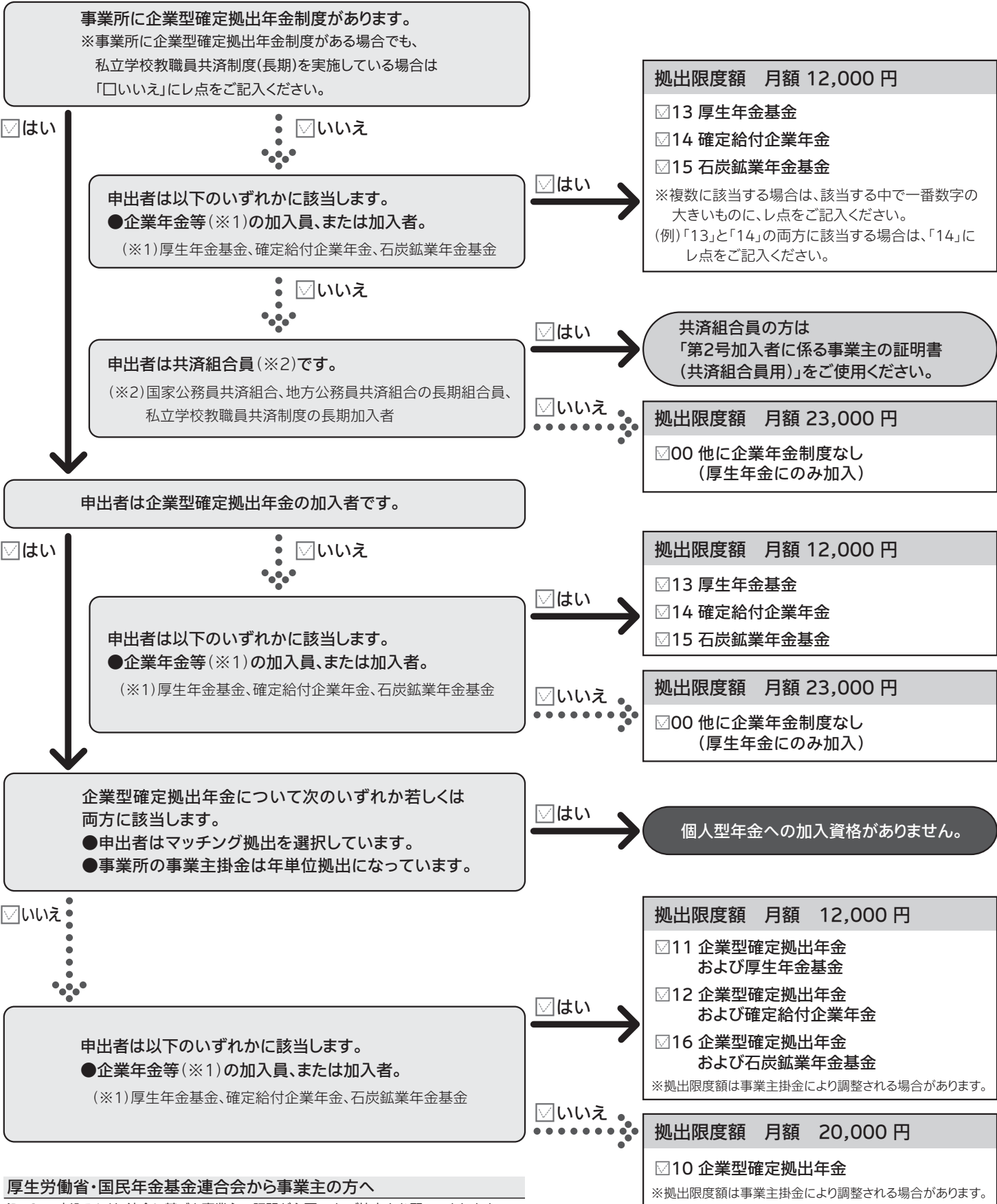
資格取得年月日	退職手当等制度の種類	同制度の実施主体	同制度の根拠法令等
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	①事業所で実施している退職手当等	事業主	所得税法第30条
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(建設業退職金共済) 清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(林業退職金共済)	独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	③特退共(特定退職金共済契約)	特定退職金共済団体(例) 商工会議所	所得税法施行令第73条第1項第1号
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	④社会福祉施設職員等退職手当共済	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉施設職員等退職手当共済法
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	⑤外国の法令に基づく保険又は共済(退職を理由に支払われるもの)	外国保険業者等	所得税法施行令第72条第3項第8号

受付金融機関および事務処理センター使用欄

運用関連運営管理機関	受付金融機関	事務処理センター
記録関連運営管理機関	令和 年 月 日	
採番する掛金の納付方法	採番した登録事業所番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込で採番		
<input checked="" type="checkbox"/> 個人払込で採番		

### 事業主 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

- 事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。
- 該当項目のにはレ点をご記入ください。
- 企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
- 加入資格がある場合は、2桁の数字(00~16)を左記の項目5の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。
- 厚生年金基金は企業年金制度の一つで、厚生年金とは別の制度になります。



**厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ**  
iDeCoの申込みには、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いいたします。  
ご不明な点がありましたら、下記まで。  
Web: iDeCo公式サイト内「事業主の方へ」  
TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

# 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書の記入方法

- ①②③は申出者である第2号被保険者(共済組合員以外)の方が、
- ④～⑪は事業主の方が記入してください。

## 記入例

国民年金基金連合会 御中 届書コード 13062 事務処理センター用

### 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。  
●毎月掛金額には上限があります。詳しくは記入要領をご確認ください。●選択項目の□にはし点をご記入ください。  
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。  
●お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、加入(変更)手続きが取り消されることがあります。

- 1. 申出者の情報**  
証明を受ける申出者氏名 **年金 一郎** 基礎年金番号 **1234-567890**
- 2. 掛金額区分**  
掛金を下記の毎月定額で納付します。  納付月と金額を指定して納付します。  
毎月の掛金額 **20000** 別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。
- 3. 企業型確定拠出年金の加入状況** 企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にし点をご記入ください。  
 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。  
 個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。
- 4. 事業主の署名等**  
郵便番号 **123-4567** 電話番号 **12-3456-7890**  
事業主名称 **マルマル(カ)**  
事業主住所 **東京都〇〇区△△1-23-456** □ビル
- 5. 企業年金制度等の加入状況**  
番号 **10** 別添のフローチャートを実施し、該当番号を左にご記入ください。  
 申出者はマッチング拠出を選択していません。  
 事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。
- 6. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等**  
郵便番号 電話番号  
事業主名称 **〇〇株式会社**  
代表取締役 **年金 太郎**
- 7. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)**  
 「事業主払込」で登録済  
 「個人払込」で登録済  
 いずれの登録もない  わからない
- 8. 掛金の納付方法** 必ずいずれかを選択してください。  
 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。  
 申出者が希望しているため、「個人払込」とする。  
 申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。  
 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。
- 9. 資格取得年月日**  
退職手当等制度の種類 同制度の実施主体 同制度の根拠法令等

運用関連管理機関 **〇〇労金**  
記録関連管理機関  
採番する掛金の納付方法  事業主払込で採番  個人払込で採番

- もれなく全て記入してください。  
●基礎年金番号は年金手帳または基礎年金番号通知書を参照ください。  
●上記の書類で確認できない場合は、お近くの年金事務所へご確認ください。
- いずれかに✓点を記入してください。  
●「毎月の掛金額」は①「希望する掛金の納付方法」で「事業主払込」を選び、②「掛金額区分」で「掛金を下記の毎月定額で納付します。」を選んだ方のみ記入してください。  
●企業型確定拠出年金に加入している方は、「納付月と金額を指定して納付します。」を選択することはできません。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、どちらもご確認のうえ、✓点を記入してください。
- 事業主について、事業主の方が記入してください。
- ⑩のフローチャートを実施し、⑪の該当する番号を記入してください。  
●なお、番号が【10】【11】【12】【16】のいずれかに該当する場合は、ご確認のうえ、どちらも✓点を記入してください。
- ④と内容が同一の場合は、記入不要です。

- 太線内のみボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- お勤め先への照会等により「事業主証明欄」を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。

## 記入例

基礎年金番号 **1234-567890** 証明を受ける申出者氏名 **年金 一郎**

### 事業主 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。  
●該当項目の□にはし点をご記入ください。  
●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。  
●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~16)を左記の項目5の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。  
●厚生年金基金は企業年金制度の一つで、厚生年金とは別の制度になります。

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。  
※事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、私立学校教職員共済制度(長期)を実施している場合は「□いいえ」にし点をご記入ください。

はい  いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。  
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
(※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

はい  いいえ

申出者は共済組合員(※2)です。  
(※2) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

はい  いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。  
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
(※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金について次のいずれか若しくは両方に該当します。  
●申出者はマッチング拠出を選択しています。  
●事業所の事業主掛金は年単位拠出になっています。

はい  いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。  
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
(※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

はい  いいえ

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ  
iDeCoの申込みには、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いいたします。  
ご不明な点がございましたら、下記まで。  
Web: iDeCo公式サイト内「事業主の方へ」  
TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

拠出限度額 月額 **12,000** 円  
 13 厚生年金基金  
 14 確定給付企業年金  
 15 石炭鉱業年金基金  
※複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の大きいものに、し点をご記入ください。  
(例)「13」と「14」の両方に該当する場合は、「14」にし点をご記入ください。

拠出限度額 月額 **23,000** 円  
 00 他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)

拠出限度額 月額 **12,000** 円  
 13 厚生年金基金  
 14 確定給付企業年金  
 15 石炭鉱業年金基金  
※拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。

拠出限度額 月額 **23,000** 円  
 00 他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)

個人型年金への加入資格がありません。

拠出限度額 月額 **12,000** 円  
 11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金  
 12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金  
 16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金  
※拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。

拠出限度額 月額 **20,000** 円  
 10 企業型確定拠出年金

- 該当の箇所には✓点を記入してください。  
●「事業主払込で登録済」を選択した場合  
事業主払込用登録事業所番号を記入してください。  
●「個人払込で登録済」を選択した場合  
個人払込用登録事業所番号を記入してください。
- 申出者の方とご相談のうえ、掛金納付方法を決定してください。  
●該当する①～④のいずれかに✓点を記入してください。  
●⑤に該当する場合は、「事業主払込」が困難な理由を選択し、該当の箇所に記入してください。
- 申出者の方が現時点で加入資格を有している制度について、その資格取得年月日を記入してください。該当がない場合は記入不要です。
- フローチャートに従って、個人型年金への加入資格と他の企業年金等の加入状況をご確認ください。  
●該当する項目に必ず✓点を記入してください。
- 該当する項目に✓点を記入し、対応している2桁の番号を⑤に記入してください。

# 第2号被保険者の方で企業型確定拠出年金に加入している方への注意事項

## <注意事項>

- 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日について誤りがないか確認してください。
- 以下に該当する方は、個人型確定拠出年金に加入できません。
  - ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに登録されている「企業年金等の加入状況」が事業主証明書の内容と相違する場合。
  - ・企業型確定拠出年金において、マッチング拠出を選択している場合。
  - ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位で拠出されている場合。
  - ・企業型確定拠出年金にのみに加入している場合で、「企業型確定拠出年金の事業主掛金額」と「個人型確定拠出年金の掛金額」(5,000円以上)の合計が55,000円を超過している場合。
  - ・企業型確定拠出年金と他の企業年金制度等に加入している場合で、「企業型確定拠出年金の事業主掛金額」と「個人型確定拠出年金の掛金額」(5,000円以上)の合計が27,500円を超過している場合。
- 個人型確定拠出年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次のいずれかに該当する場合は、個人型確定拠出年金の拠出限度額が引き下げられます。
  - ・事業主掛金額が35,000円以上(他の企業年金制度等に加入していない場合)  
個人型確定拠出年金の拠出限度額は「20,000円－(事業主掛金額－35,000円)」
  - ・事業主掛金額が15,500円以上(他の企業年金制度等に加入している場合)  
個人型確定拠出年金の拠出限度額は「12,000円－(事業主掛金額－15,500円)」

(注) ※1 いずれの場合も上記の「個人型確定拠出年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型確定拠出年金に加入できません。  
※2 個人型確定拠出年金の掛金額は、「1,000円単位」です。
- 加入後に個人型確定拠出年金の掛金額が上記金額を超過した場合、個人型確定拠出年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。
- 加入にあたり、「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030号)」を提出することはできません。  
※ただし、指定した納付月のみ掛金を納付、または毎月異なる掛金額を納付していた企業型確定拠出年金の加入者は、定額納付に変更する場合、提出が必要となる場合があります。
- 公的年金※1や企業年金等※2の加入状況に変更がある場合は、「加入者他年金(企業年金等)加入状況変更届(K-028号)」の添付が必須です。  
※1 共済組合員から第2号被保険者に変更した場合または第2号被保険者から共済組合員に変更した場合  
※2 事業所の変更はないが、企業年金制度等を変更した場合。

## ● 拠出限度額

### ○第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は他の企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

- ① 拠出限度額：23,000円  
00：他に企業年金制度なし(厚生年金保険にのみ加入)
- ② 拠出限度額：20,000円  
10：企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型確定拠出年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円－事業主掛金額 例) 55,000円－50,000円＝5,000円 (注)掛金額は、5,000円以上、1,000円単位となります。

- ③ 拠出限度額：12,000円  
11：企業型確定拠出年金および厚生年金基金  
12：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金  
13：厚生年金基金  
14：確定給付企業年金  
15：石炭鉱業年金基金  
16：企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型確定拠出年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円－事業主掛金額 例) 27,500円－20,000円＝7,000円 (注)掛金額は、5,000円以上、1,000円単位となります。

### ○共済組合員の方の拠出限度額

企業型確定拠出年金の加入状況、事業主掛金額によって異なります。

- ① 拠出限度額：12,000円  
50：国家公務員共済組合員(長期)  
51：地方公務員共済組合員(長期)  
52：私立学校教職員共済制度(長期)  
53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型確定拠出年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円－事業主掛金額 例) 27,500円－20,000円＝7,000円 (注)掛金額は、5,000円以上、1,000円単位となります。